2　この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さ（L）に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。

2.1　長さ（L）二十四メートルに相当するものとみなされる総トン数三百トン

2.2　長さ（L）四十五メートルに相当するものとみなされる総トン数九百五十トン

第一―三規則　証明書及び裏書

1　漁船員の資格証明書は、この規則に定めるところにより業務、年齢、身体適性、訓練、能力及び試験に関する要件を満たしている場合にのみ、主管庁が発給する。

2　1の規定により締約国が発給する資格証明書には、当該資格証明書の発給を証明する当該締約国が、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部第一章第三節に定める様式1又は2により裏書をする。

3　証明書及び裏書は、発給する国の公用語で作成するものとし、使用される公用語が英語でない場合には、英語による訳文を付する。

4　締約国は、無線通信士のための証明書の発給については、次のいずれかの方法をとることができる。

4.1　無線通信規則の定めるところにより証明書を発給するための試験に、第二―六規則の規定により要求される追加の知識を含めること。

4.2　第二―六規則の規定により要求される追加の知識を有していることを示す別個の証明書を発給すること。

5　第一―七規則の規定により、他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を承認した主管庁は、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部第一章第三節に定める様式3によりその承認を証明する裏書をする。

6　裏書は、裏書された証明書の有効期間が満了し、又は当該証明書を発給した締約国が当該証明書を撤回し、停止し、若しくは取り消した場合には、直ちに効力を失うものとし、かつ、いかなる場合においても裏書された日の後五年以内に効力を失う。

7　機関長、機関部職員又はＧＭＤＳＳ無線通信士として業務を行うために千九百七十八年のＳＴＣＷ条約の規定に従ってその受有者に発給された適当な資格証明書は、1の規定の適用上、漁船についての相当する証明書とみなす。

8　千九百七十八年のＳＴＣＷ条約附属書第一―九規則に定めるところにより発給された健康証明書は、漁船の乗組員について効力を有する。

9　主管庁は、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部第一章第三節に定める様式1から3までに基づいて当該様式の変形と認められる範囲内で、同節に定める様式と異なる様式を使用することができる。ただし、当該様式には、少なくとも要求された情報を記載するものとし、記入事項は、ローマ文字及びアラビア数字による。

第一―四規則　監督手続

1　正当に権限を与えられた監督官が第八条の規定に基づいて行う監督は、次の事項に限る。

1.1　漁船において業務を行う漁船員のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されている全てのものが、当該証明書を与えられ、又は必要な臨時業務許可書を受有していることを確認すること。証明書は、不正に取得されたものであると認める明確な根拠がある場合及び証明書の所持者が当該証明書の発給を受けた者と異なる者であると認める明確な根拠がある場合を除くほか、認容される。

1.2　漁船が次のいずれかの事態を引き起こしたことにより、当該漁船においてこの条約により要求される当直の基準が維持されていないと認める明確な根拠がある場合に、その漁船員が当該基準を維持する能力を有しているか評価すること。

1.2.1　衝突し、座礁し、又は乗り揚げたこと。

1.2.2　航行中、びょう泊中又は係留中に国際条約に違反して物質を排出したこと。

1.2.3　機関が採択した航路指定の措置又は安全な航行に係る方式及び手続に従わず、無謀な又は危険な操船を行ったこと。

1.2.4　その他人命、財産又は環境に対する危険をもたらすような方法で運航されていること。

2　締約国の監督官は、1の規定により漁船において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該漁船の船長及び主管庁に対し、直ちに文書で通報する。通報には、発見した要件の不備に関する詳細及び当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険があると当該締約国が判断する理由を明記する。

3　人命、財産又は環境に対する危険をもたらすと認められる要件の不備には、次のことを含める。

3.1　証明書の受有を要求されている者が、適当な証明書又は臨時業務許可書を所持していないこと。

3.2　甲板部又は機関部の当直体制が、主管庁の定める要件を満たしていないこと。

3.3　安全な航行、安全に関する無線通信又は海洋汚染の防止のために不可欠な装置を操作する能力を有する者が当直を担当していないこと。

3.4　航海を開始する際の最初の当直及びその後の当直に休養をとった者を充てることができないこと。

第一―五規則　情報の送付

1　事務局長は、締約国が要請する場合には、第四条の規定に基づいて送付を受けた情報を当該締約国に提供する。

2　締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日の後二十四箇月以内に第四条の規定により要求される情報を送付しないときは、事務局長が当該情報を受領するまでの間、この条約に基づく特権を主張することができない。

第一―六規則　資格証明の制度の運用

1　各締約国は、能力に係る基準を達成するために必要な教育及び実習訓練を含む計画がその有効性を確保するために定期的に監視されることを確保するための手段を設定し、及び維持することを約束する。

2　各締約国は、実行可能な範囲内で、発給され、有効期間が満了し、若しくは更新され、滅失した旨が報告され、停止され、又は取り消された第一―三規則及び第二―一規則から第二―六規則までに定める全ての証明書及び裏書並びに発給された臨時業務許可書の登録簿を管理し、並びに他の締約国によって要請されたときは、当該証明書、裏書及び臨時業務許可書の状況に関する情報を提供することを約束する。

第一―七規則　証明書の承認

1　締約国の主管庁は、第一―三規則の規定に従って裏書することにより他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を承認するため、能力に係る基準の要件並びに当該他の締約国による証明書の発給及び裏書の要件が十分に満たされていることを確保する。

2　締約国でない国又は締約国でない国から権限を与えられた者が発給した証明書については、承認してはならない。